

別 記

第1号様式（第3条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	

個人情報ファイルの種類	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理 ファイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

第2号様式（第4条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（市の機関） 様

（ふりがな）

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_（ ） \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

- 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

（1）又は（2）に○印を付してください。（1）を選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

<p>（1） 事務所における開示の実施を希望する。 &lt;実施の方法&gt; <input type="checkbox"/>閲覧 <input type="checkbox"/>写しの交付 <input type="checkbox"/>その他（ _____ ） &lt;実施の希望日&gt; _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>（2） 写しの送付を希望する。</p>
---

- 3 本人確認等

<p>（1） 開示請求者 <input type="checkbox"/>本人 <input type="checkbox"/>法定代理人 <input type="checkbox"/>任意代理人</p>
<p>（2） 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/>個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/>その他（ _____ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p>
<p>（3） 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/>未成年者（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生） <input type="checkbox"/>成年被後見人 <input type="checkbox"/>任意代理人委任者  （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____</p>
<p>（4） 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>戸籍謄本 <input type="checkbox"/>登記事項証明書 <input type="checkbox"/>その他（ _____ ）</p>
<p>（5） 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>委任状 <input type="checkbox"/>その他（ _____ ）</p>

第3号様式（第4条関係）

委 任 状

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- (1) 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し1つのみ発行される書類の複写物を添付する。
- (2) (1)によらない場合は、委任者氏名の末尾に委任者の実印を押印し、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。

第4号様式（第5条関係）

鎌 第 号  
年 月 日

（開示請求者） 様

（市の機関）

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

- 2 不開示とした部分とその理由

（不開示とした部分）

（理由） 個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号に該当

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（市の機関）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、（市の機関）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

--

- 4 開示の実施の方法等

（1） 開示の実施の方法等

（2） 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝日を除く。）

時間：

場所：

（3） 写しの作成に要する費用、写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>鎌ヶ谷市 部 課 係 電話： （内線： ）

第5号様式（第5条関係）

鎌 第 号  
年 月 日

（開示請求者） 様

（市の機関）

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報  
情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定  
により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定  
があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（市の機関）に対して審査請求をすること  
ができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があ  
った日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139  
号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、（市の機関）を被告として、  
処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内で  
あっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくな  
ります。）。

<本件連絡先>鎌ヶ谷市 部 課 係  
電話： (内線： )

第6号様式（第6条関係）

鎌 第 号  
年 月 日

（開示請求者） 様

（市の機関）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>鎌ヶ谷市 部 課 係  
電話： (内線： )

第7号様式（第7条関係）

鎌 第 号  
年 月 日

（開示請求者） 様

（市の機関）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>鎌ヶ谷市 部 課 係  
電話： (内線： )

第8号様式（第8条関係）

鎌 第 号  
年 月 日

（他の行政機関の長等） 様

（市の機関）

保有個人情報開示請求事案移送書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
開示請求者氏名 等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先：  法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

<本件連絡先>鎌ヶ谷市 部 課 係  
電話： (内線： )

第9号様式（第8条関係）

鎌 第 号  
年 月 日

（開示請求者） 様

（市の機関）

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 部課室名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>鎌ヶ谷市 部 課 係  
電話： (内線： )

第10号様式（第9条関係）

鎌 第 号  
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

（市の機関）

### 意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

### 記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（部課室名） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先> 鎌ヶ谷市 部 課 係  
電話： （内線： ）

第 1 1 号様式 (第 9 条関係)

鎌 第 号  
年 月 日

(第三者利害関係人) 様

(市の機関)

意見照会書

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(部課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>鎌ヶ谷市 部 課 係  
電話: (内線: )

第12号様式（第9条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（市の機関） 様

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
開示に関しての 御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 1 支障（不利益）がある部分 2 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

(説明事項)

1 「開示に関する御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的な理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

3 本件連絡先

本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、次の連絡先に連絡してください。

鎌ヶ谷市〇〇部〇〇課〇〇係

電 話 :

F A X :

e - m a i l :

第13号様式（第9条関係）

鎌 第 号  
年 月 日

（反対意見書を提出した第三者） 様

（市の機関）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（市の機関）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、（市の機関）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>鎌ヶ谷市 部 課 係  
電話： （内線： ）

第14号様式（第11条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（市の機関） 様

（ふりがな）

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	ア 全部 イ 一部 ( )
	(2) 写しの交付	ア 全部 イ 一部 ( )
	(3) その他 ( )	ア 全部 イ 一部 ( )

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 { 有 : 同封する郵便切手等の額 円  
無

<本件連絡先> 鎌ヶ谷市 部 課 係  
電話： (内線： )

第15号様式（第13条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（市の機関） 様

（ふりがな）

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_（ \_\_\_\_\_ ）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨）  （理由）

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

第16号様式（第13条関係）

委 任 状

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- (1) 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し1つのみ発行される書類の複写物を添付する。
- (2) (1)によらない場合は、委任者氏名の末尾に委任者の実印を押印し、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。

第17号様式（第14条関係）

鎌 第 号  
年 月 日

（訂正請求者） 様

（市の機関）

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	（訂正内容）  （訂正理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（市の機関）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、（市の機関）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先> 鎌ヶ谷市 部 課 係  
電話： （内線： ）

第18号様式（第14条関係）

鎌 第 号  
年 月 日

（訂正請求者） 様

（市の機関）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（市の機関）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、（市の機関）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>鎌ヶ谷市 部 課 係  
電話： （内線： ）

第19号様式（第15条関係）

鎌 第 号  
年 月 日

（訂正請求者） 様

（市の機関）

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>鎌ヶ谷市 部 課 係  
電話： （内線： ）

第20号様式（第16条関係）

鎌 第 号  
年 月 日

（訂正請求者） 様

（市の機関）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>鎌ヶ谷市 部 課 係  
電話： (内線： )

第 2 1 号様式 (第 1 7 条関係)

鎌 第 号  
年 月 日

(他の行政機関の長等) 様

(市の機関)

保有個人情報訂正請求事案移送書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 7 号) 第 9 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求者名等	氏 名 : 住所又は居所 : 連絡先 :  ( 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____ )
添付資料等	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>鎌ヶ谷市 部 課 係  
電話 : (内線 : )

第 2 2 号様式 (第 1 7 条関係)

鎌 第 号  
年 月 日

(訂正請求者) 様

(市の機関)

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 7 号) 第 9 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 部課室名 : 所在地 : 電話番号 :
備考	

<本件連絡先>鎌ヶ谷市 部 課 係  
電話 : (内線 : )

第 2 3 号様式（第 1 8 条関係）

鎌 第 号  
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

（市の機関）

提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 2 条の規定により訂正を実施したので、同法第 9 7 条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容）  （訂正理由）
備考	

<本件連絡先>鎌ヶ谷市 部 課 係  
電話： （内線： ）

第24号様式（第19条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（市の機関） 様

（ふりがな）

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_（ ） \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 （理由）

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (1) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） (2) 本人の氏名 _____ (3) 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

第25号様式（第19条関係）

委 任 状

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限  
及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける  
権限

年 月 日

(委任者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- (1) 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し1つのみ発行される書類の複写物を添付する。
- (2) (1)によらない場合は、委任者氏名の末尾に委任者の実印を押印し、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付する。

第26号様式（第20条関係）

鎌 第 号  
年 月 日

（利用停止請求者） 様

（市の機関）

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、（市の機関）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、（市の機関）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>鎌ヶ谷市 部 課 係  
電話： (内線： )

第 27 号様式（第 20 条関係）

鎌 第 号  
年 月 日

（利用停止請求者） 様

（市の機関）

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 101 条第 2 項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、（市の機関）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、（市の機関）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>鎌ヶ谷市 部 課 係  
電話： （内線： ）

第28号様式（第21条関係）

鎌 第 号  
年 月 日

（利用停止請求者） 様

（市の機関）

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先> 鎌ヶ谷市 部 課 係  
電話： （内線： ）

第 2 9 号様式 (第 2 2 条関係)

鎌 第 号  
年 月 日

(利用停止請求者) 様

(市の機関)

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>鎌ヶ谷市 部 課 係  
電話: (内線: )

第30号様式（第23条関係）

鎌 第 号  
年 月 日

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報  
保護審査会 会長 様

（市の機関）

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第82条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等  (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号  (2) 開示決定等をした者  (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求人  (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	(1) 保有個人情報開示請求書 (写し) (2) 保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知) (写し) 又は保有個人情報の開示をしない旨 の決定について (通知) (写し) (3) 審査請求書 (写し) (4) 理由説明書 (5) 開示の実施を行った保有個人情報が記載された 行政文書等 (写し) (6) その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者 名、電話番号、FAX番 号、メールアドレス、住 所等	

(注1) 2の「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等の口をチェックすること。

また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項（個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号、第81条又は文書不存在）を記載すること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

第 3 1 号様式 (第 2 3 条関係)

鎌 第 号  
年 月 日

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報  
保護審査会 会長 様

(市の機関)

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第 9 3 条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定等  (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号  (2) 訂正決定等をした者  (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求人  (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	(1) 保有個人情報訂正請求書(写し) (2) 保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)(写し) (3) 審査請求書(写し) (4) 理由説明書 (5) その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

(注1) 2の「(訂正決定等の種類)」については、該当する訂正決定等の口をチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第94条第2項又は第95条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

第 3 2 号様式 (第 2 3 条関係)

鎌 第 号  
年 月 日

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報  
保護審査会 会長 様

(市の機関)

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第 1 0 1 条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る利用停止 決定等  (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号  (2) 利用停止決定等をした者  (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求人  (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	(1) 保有個人情報利用停止請求書 (写し) (2) 保有個人情報の利用停止をする旨の決定につい て (通知) (写し) 又は保有個人情報の利用停止をし ない旨の決定について (通知) (写し) (3) 審査請求書 (写し) (4) 理由説明書 (5) その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者 名、電話番号、FAX番 号、メールアドレス、住 所等	

(注1) 2の「(利用停止決定等の種類)」については、該当する利用停止決定等の口をチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適切と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第102条第2項又は第103条の規定に基づく利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

第 3 3 号様式 (第 2 3 条関係)

鎌 第 号  
年 月 日

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報  
保護審査会 会長 様

(市の機関)

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第 7 6 条の規定に基づく開示請求「個人情報の保護に関する法律第 9 0 条の規定に基づく訂正請求、個人情報の保護に関する法律第 9 8 条の規定に基づく利用停止請求」に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 開示請求「訂正請求、利用停止請求」に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示請求「訂正請求、利用停止請求」	(1) 開示請求「訂正請求、利用停止請求」の日付、受付番号等 (2) 開示請求「訂正請求、利用停止請求」の宛先
3 補正に要した日数、開示決定等「訂正決定等、利用停止決定等」の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	(1) 保有個人情報開示請求書「訂正請求書、利用停止請求書」(写し) (2) 審査請求書(写し) (3) 理由説明書 (4) その他参考資料
8 諮問庁担当課、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

(注1) 1の「開示請求「訂正請求、利用停止請求」に係る保有個人情報の名称等」については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記述すること。

(注2) 3の「補正に要した日数、開示決定等「訂正決定等、利用停止決定等」の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護に関する法律第83条第2項「同法第94条第2項、第102条第2項」の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等「訂正決定等、利用停止決定等」の期限を、同法第84条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限「同法第95条又は第103条の規定が適用された場合には訂正決定等又は利用停止決定等をする期限」を、それぞれ記述すること。

(注3) 5の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。  
(※) 行政不服審査法第3条に規定する「相当の期間」を指す。以下同じ。

(注4) 7の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考える理由について、個人情報の保護に関する法律第84条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記述すること。

(注5) 7の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該

反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

第34号様式（第23条関係）

鎌 第 号  
年 月 日

（審査請求人等） 様

（市の機関）

諮問通知書

年 月 日付けの（市の機関）に対する審査請求について、下記のとおり鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等「訂正決定等、 利用停止決定等」	
審査請求	1 審査請求日  2 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

（注1） 「審査請求に係る開示決定等「訂正決定等、利用停止決定等」」の欄については、開示決定等「訂正決定等、利用停止決定等」の日付・記号番号、開示決定等「訂正決定等、利用停止決定等」をした者、開示決定等「訂正決定等、利用停止決定等」の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。

（注2） 「諮問日・諮問番号」の欄は、鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

<本件連絡先>鎌ヶ谷市 部 課 係  
電話： （内線： ）